

〈研究ノート〉 著作権保護期間の戦時加算と著作権者の国籍変更

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 英 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/396

〈研究ノート〉

著作権保護期間の戦時加算と 著作権者の国籍変更

中 村

ひでる
英

はじめに

- I 共通の想定
- II 各著作物と戦時加算
まとめ

はじめに

近年日本で著作権の保護期間延長をめぐり一定の議論があり、並行して、保護期間を特例的に延長する「戦時加算」への関心も増したようである¹。本小稿は、この戦時加算を扱うが、主眼はその是非を論ずることではない。仕組みの根拠となる平和条約（「日本国との平和条約」昭和27〔1952〕年条約5号。以下でも単に「平和条約」とする）15条(c)と特例法（「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」昭和27〔1952〕年法律302号。以下でも単に「特例法」とする）の解釈である。しかも限られた論点、すなわち、戦時加算対象国（以下単に「対象国」とするこ

¹「著作権問題を考える創作者団体協議会」（<http://www.sousakusya.jp/> 2014年6月17日閲覧。サイトの内容確認日付は本稿中いずれも同様）は著作権の保護期間を、現行の、原則として「著作者の死後50年」から「死後70年」に延長することを主張し、また例えば、この協議会の有力構成団体である「日本音楽著作権協会（JASRAC）」などは「戦時加算義務の解消」を主張している（http://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/index.html）。他方、原則的保護期間の延長に慎重な団体として「著作権の保護期間の延長問題を考えるフォーラム」（<http://thinkcopyright.org/>）がある。なお、2013年から参加した環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の中で、アメリカより「死後70年」への保護期間延長を求められていたが、近時、日本は受諾の見込みである（読売新聞2014年5月13日）、対抗的に戦時加算撤廃を働きかけている（朝日新聞同年5月17日）などと報じられている。

とがある)²の国籍に終始していた著作者かつ著作権者³ではなく、国籍変更で対象国の国籍（以下これを「対象国籍」とすることがある）となった著作者かつ著作権者に関心を向け、その著作物に戦時加算が適用されるのか、とりわけ国籍変更前に創作した著作物に適用されるのか、その結果、そうした著作物の著作権保護期間の終期はいつになるのかをめぐる解釈が中核となる。

本稿の作業はこのように特殊なものだが、一定のひろがりを期待でき、相応の存在理由もある。なぜなら、戦時加算の適用は、徐々に減少するものの今後なお数十年先まで及ぶ⁴。また、ユダヤ系著作者に見るように、対象国に国籍を変更した者の例⁵が一定数ある。したがって、著作権の保護期間をめぐる紛争の予防には、国籍変更者に関する戦時加算問題の基本も明らかにされる必要があり、本稿はその一つの素材を提供するからであ

² 本稿中で「戦時加算対象国」とは、平和条約 25 条において「連合国」とされた国（すなわち日本国と戦争をしていた国等で、しかも平和条約に署名し、かつこれを批准した国）であると同時に、ベルヌ条約または日米協定（「日米間著作権保護ニ関スル条約」（明治 39〔1906〕年 5 月 11 日公布）。以下でもこれを「日米協定」とする）の当事国であるものを指す。

³ 現実には著作権の譲渡その他により、しばしば著作者と著作権者が同一ではないことを承知しつつ、本稿で後の議論を簡明にするために、著作権者が同時に著作者でもあるという想定にしたものである。

⁴ 戦中（仮に 1942 年とする。なお本稿中の「戦中」「戦前」の定義は後の本文 I に記載）に 20 歳ないし 30 歳で著作物を残した著作者が、仮に 80 歳で死亡するとすれば、死亡年は 2002 年ないし 1992 年となる。これに現行の原則的保護期間である「著作者の死後 50 年」を当てはめると、2052 年ないし 2042 年となり、戦時加算が適用されない場合も、著作権が消滅するのは、いわゆる暦年主義（著作権法 57 条）により、ここでの想定の下では、2052 年ないし 2042 年の 12 月 31 日である。

⁵ ごく限られた例（ただし、国籍変更の時期という点と変更後の国籍が戦時加算対象国であるという点を除けば、本稿で後に言及する 3 タイプの著作者かつ著作権者（甲、乙、丙）の場合の想定とは必ずしも一致せず、しかもいずれもアメリカ国籍の取得例であり、著作権譲渡、重国籍等の有無も確認できていない）をあげれば、開戦前では、作曲家のシェーンベルク（Arnold Schönberg 1874-1951 取得は 1934 年）、物理学者のアインシュタイン（Albert Einstein 1879-1955 取得は 1940 年）、開戦後では、作曲家のコーンゴルト（E.W. Korngold 1897-1957 取得は 1943 年）、政治学者のアーレント（Hannah Arendt, 1906-1975 取得は 1951 年）、若い日に日本国憲法の草案作成にかかわり、その後舞台芸術監督（performing arts director）等として活躍したベアテ・シロタ・ゴードン（Beate Sirota Gordon, 1923-2012 取得は 1945 年）など。

る⁶。

I 共通の想定

上記のとおり、本稿は著作権者の国籍変更に焦点をあてることから、平和条約や特例法の規定を意識して3タイプの著作者かつ著作権者（それぞれ甲、乙、丙の各1名、合計3名）を想定する。① 甲は、いわば戦時加算制度にとっての標準型として、戦前（本稿では1941年12月の日本の対米英開戦前日（この開戦前日を本稿中の図などでは「イ」とする）を含むそれ以前の期間）と戦中（本稿では日本の対米英開戦当日から平和条約発効の前日（この発効前日を本稿中の図などでは「ウ」とする）までの期間。したがって、1945年の敗戦までではなく、6年半以上に及ぶ「占領期」を含むことに注意）の全期間にわたって対象国籍であった者（後のII1で扱う）、② 乙は、戦前の国籍変更（この変更日を本稿では「エ」と表記する）で対象国籍を得た者（後のII2で扱う）、③ 丙は、対象国籍の取得（この国籍変更日も、乙の場合同様「エ」と表記する）が戦中であった者（後のII3で扱う）である。本稿での議論を簡明にするため、甲乙丙三者間の国籍に関する以上のような差異を別として、これ以外の諸点については、三者いずれも共通に平和条約発効日に対象国籍を有していた（特例法6条参照）⁷という想定他、以下のように共通であるという、大別して2つの想定をする。

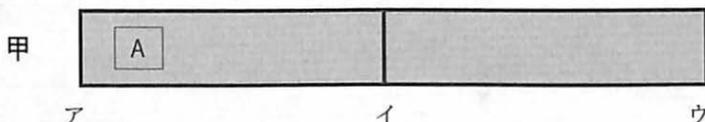
⁶ なお、川上拓美「未解決の戦時加算問題、その経緯と取組み」コピーライト2011年6月号2頁-20頁は、保護期間を延長し、かつ戦時加算を廃止すべきという自らの立場をあきらかにしつつ、戦時加算に関する種々の問題点をていねいに検討している。本稿の問題とする著作権者の国籍変更には触れていないが、有益な文献と言える。また、米英独仏等の著作権保護期間に関する基本的資料として「H19年度文化庁委託調査研究・著作物等の保護と利用円滑化方策に関する調査研究『諸外国の著作物等の保護期間について』報告書」（2008年）（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/pdf/gaikoku_hogokikan.pdf）がある。

⁷ 特例法6条の文言は「連合国又は連合国民」だが、同条は、同特例法2条の定義する連合国や連合国民のすべてではなく、平和条約発効日に当該著作権の権利主体が対象国またはその国民でなくては戦時加算適用の対象とならないことを意味している規定である、と解した上での想定である。

本稿での甲の（乙，丙にとっては「エ」以降の）国籍国 第2に，甲は一貫してその国籍であり，乙と丙は「エ」以降その国籍となる国籍国を，すでに定義した「戦時加算対象国」からさらに絞り，アメリカ⁹，フランス，イギリスの3箇国のいずれか，しかもそれは各人の唯一の国籍国であり，加えて（念のために言えば）乙と丙の「エ」以前の国籍国は戦時加算対象国ではない，と想定する。

II 各著作物と戦時加算

- 1 甲：戦前戦中を通じ終始英米仏いずれかの国籍であった者，の場合
 [A] 甲が戦前に創作した著作物 [A] の著作権は，条約 15 条 (c) (i) 前半の，「…連合国…民の著作物に関して 1941 年 12 月 6 日〔アメリカ時間



による開戦前日，つまり本稿の「イ」。日本時間では同年同月7日）に日本国に存在した文学的及び美術的著作権」に該当し，「その日以後引き続き効力を有することを認め」られ，また特例法4条1項〔条約15条(c)(ii)前半も同旨〕により「著作権法に規定する当該著作権に相当する権利の存続期間〔これを本稿では以下「通常保護期間」とすることがある〕に，昭和16〔1941〕年12月8日〔日本時間によるものであり，アメリカ時間では同年同月7日。本稿の「イ」の翌日〕から日本

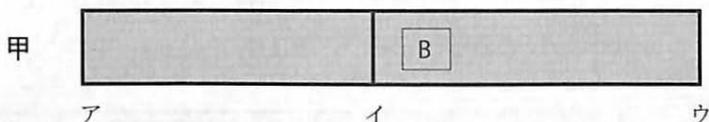
期間の作品とするためである。なお，平和条約25条の意味での連合国であっても，ベルヌ条約への加盟が開戦後となった，つまり開戦前日にはまだ加盟していなかった国に関して，戦時加算日数をどう計算すべきかについては，また独自の検討が必要で，本稿の主題からも離れるためここでは扱わない。註6川上4頁-6頁参照。

⁹ 日本と，長らくベルヌ条約非加盟国であったアメリカとの間の著作権関係については，例えば作花文雄『詳解著作権法4版』2010年，59頁以下，432頁以下など参照。

国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日〔本稿の「ウ」。米英仏等に関しては、具体的に1952年4月27日〕までの期間……に相当する期間〔米英仏等の場合は3,794日〕を加算した期間継続する。」

つまり[A]の著作権保護期間の終期は、通常保護期間に、戦時加算の全日分（本稿の想定する米英仏では3,794日）を加えた期間を経過した時となる。

[B] 甲の戦中の著作物[B]の著作権は、条約15条(c)(i)後半によって「その日〔本稿の「イ」〕に日本国が当事国であった条約又は協定……の



実施によりその日以後日本において生じ、又は戦争がなかったならば生ずるはずであった権利」として承認され、また特例法3条によって「…その日〔本稿の「イ」の翌日。上に引用した平和条約15条の「その日」とは異なる〕から日本国と当該連合国との間に日本国との平和条約が効力を生ずる日の前日〔本稿の「ウ」〕までの期間に、当該条約又は協定により……連合国民が取得するはずであった著作権」として、「その取得するはずであった日において有効に取得されたものとして保護」され、さらに、平和条約では明示的に規定されていないものの、特例法4条2項によって¹⁰、「イ」の翌日から「ウ」までの期間において、取得した、

¹⁰ 平和条約の明示しない内容であるだけに、特例法制定に際し、1952年春からの国会各院の文部委員会では、同法4条2項が、戦中に取得された著作権の戦時加算期間を、取得した日からの日数だけでよい、つまり実質的に開戦翌日から取得日前日までの日数を減じることができるとするのは平和条約違反ではないか、またそうでなくとも今後の紛糾の種にならないか等という不安の声があった（例示的な引用をすれば、7月30日の衆議院文部委員会において若林義孝委員の紹介する、特例法4条2項を「条約違反の解釈」とする日本著作権協議会の意見と、同日同委員会における浦口鉄男委員の「条約違反の疑いが非常に濃

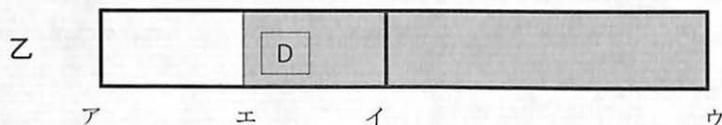
または取得したものとされる著作権として、この権利は通常保護期間に「…当該……連合国民がその著作権を取得した日から」「ウ」までの期間……に相当する期間を加算した期間継続する、とされる。

つまり [B] の著作権保護期間の終期は、通常保護期間に、戦時加算として当該著作物 [B] の著作権を取得した日から「ウ」までの日数を加えた期間が経過した時となる。

2 乙：戦前英米仏いずれかに国籍を変更した者、の場合

同じ乙の著作物であっても比較してもっとも立ち入った検討を要する [C] を後に残し、[D] と [E] を先に扱うことにする。

[D] 著作物 [D] は乙が対象国籍を取得した後の作品であることから、対象国籍（本稿の想定ではさらに絞って、米英仏いずれかの国籍）を有する者による開戦前の作品である点で甲の [A] の場合と同様と言える。条

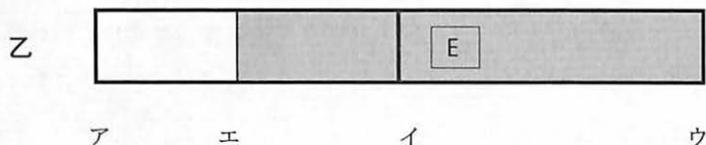


約 15 条 (c) (i) 前半、同 15 条 (c) (ii) 前半さらに特例法 4 条 1 項それぞれの適用について、[D] に [A] の場合との差異を認めることはできないであろう。

したがって、[D] の著作権保護期間の終期は、[A] と同様で、通常保護期間に、戦時加算の全日分（本稿の想定する米英仏では 3,794 日）を加えた期間を経過した時となる。

い」とする意見など)。これに対し特例法 4 条 2 項への賛意は、文部省の関係説明員の他、勝本正晃参考人や高野雄一参考人によって表明されている。勝本は文部省関係説明員と同様、特例法の案文を占領下で作成し GHQ の了解を得ていることも明らかにした（6 月 17 日衆議院文部委員会など）。高野は「平和条約 15 条の解釈としては、客観的に大体そういうことに〔＝特例法 4 条 2 項の規定するように〕」なる（6 月 17 日衆議院文部委員会）と述べ、6 月 21 日の同委員会でも近藤直人管理局長によって同趣旨の発言がなされている。

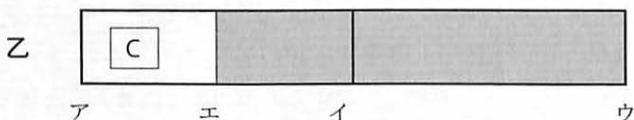
〔E〕 著作物〔E〕は、すでに対象国籍を得ている乙の、戦中の作品であることから、戦時加算について、条約 15 条 (c) (i) 後半、特例法 3 条さ



らに同法 4 条 2 項の適用に関して甲の〔B〕の場合と差異を認めることはできないであろう。

したがって、〔E〕の著作権保護期間の終期は、〔B〕と実質的に同様で、通常保護期間に、戦時加算として当該著作物〔E〕の著作権を取得した日から「ウ」までの日数を加えた期間が経過した時となる。

〔C〕 著作物〔C〕は、乙がまだ対象国籍を取得する前の作品である点で、上記の〔D〕〔E〕と異なる。そこで、戦時加算についても別異に考える余地があるだろうか。



ここでは、条約 15 条 (c) (i) が「連合国及びその国民の著作物 (works of the Allied Powers and their nationals)」としていることから、確かに、戦時加算が適用され得る著作物は、創作時点で対象国籍を有する著作者の作品だけである、という解釈の余地があるかもしれない。上に引用した条約の文言「連合国…民の著作物」を、連合国民が著作者である著作物と読む余地で、この文言を見る限り、こうした解釈もまったく不可能とは言えない。しかし、この文言だけの解釈であったとしても、他方でこれを、連合国民等が著作権を有する著作物、と読む余地もある。

たしかに、数の限られた特例法に関する裁判例の一つ（損害賠償請求事件）¹¹において、同事件の原告は、あるオペラ作品（『ナクソス島のアドネ』）の原著作者（リヒャルト・シュトラウス **Richard Georg Strauss 1864-1949**）が一貫してドイツ国籍者であり対象国籍を有する者でないことを承知しているにもかかわらず、著作権の譲渡により1941年12月7日時点の著作権者がイギリス国民〔会社であるため特例法2条2項2号該当〕となっていたという主張を前提として、なおこの作品に関して戦時加算を求めた。論理的には、創作時点で著作者が対象国籍を有することが戦時加算適用の要件であるとはしていないことになる。なお、戦時加算を適用するには当該著作物の創作時点で著作者が対象国籍でなくてはならないという理解は、同事件の被告（2002年6月に上記オペラを、原告の演奏許諾を得ずに上演した日本の演奏団体）にとってこそ有益なものだが、被告もこうした主張をしていない¹²。

結局、**C**の著作権も、開戦前日である「イ」の時点に至れば、条約15条(c)(i)前半のいう「連合国…民の著作物に関して」「日本国に存在した文学的および美術的著作権」に該当すると考えられ、すでに検討した、**A**や**D**と別異に扱う解釈は困難であろう。

つまり、**C**の著作権保護期間の終期も、**A****D**と同様で、通常保護期間に、戦時加算の全日分（本稿の想定する米英仏では3,794日）を加えた期間を経過した時となると考えるべきなのであろう。

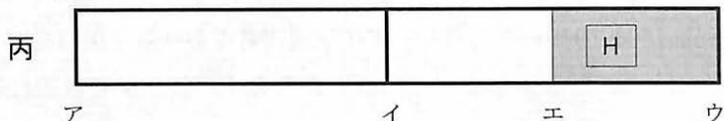
3 丙：戦中に、英米仏いずれかに国籍を変更した者、の場合

ここでは予想される検討の入り組み具合を考慮し、検討の順番をアルファベット順の正反対、すなわち**H****G****F**の順とする。

¹¹ (1審)東京地裁平成15〔2003〕年2月28日判決、(2審)東京高裁平成15〔2003〕年6月19日判決。なお、関連する別件（不当利得返還請求事件）として東京地裁平成18〔2006〕年3月22日判決、判時1935号135頁も参照。

¹² なお、半田正夫・松田政行（編）『著作権法コンメンタール』2（2009年）539頁（松葉栄治）も「原著作者が連合国民であることまでは要求されない」とする。

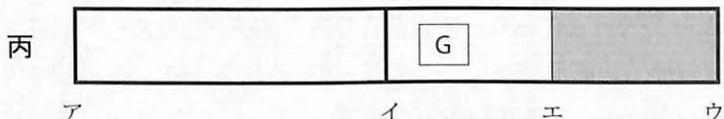
〔H〕 著作物〔H〕は、すでに対象国籍を得ている丙の、戦中の作品であることから、戦時加算について、甲の〔B〕、乙の〔E〕の場合と差異を認める



ことができないであろう。

したがって、〔H〕の著作権保護期間の終期は、〔B〕〔E〕と実質的に同様で、通常保護期間に、戦時加算として当該著作物〔H〕の著作権を取得した日から「ウ」までの日数を加えた期間が経過した時となる。

〔G〕 丙の著作物〔G〕は、対象国籍を取得する前の著作者による作品である点では乙の〔C〕と同様だが、〔G〕は戦中の作品である点において、戦前

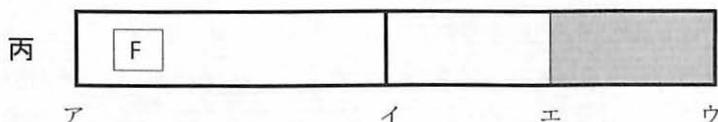


の作品である〔C〕と異なる。こうした〔G〕への戦時加算のありようについては、特例法4条2項の直接的な適用ではなく、次のように同条項が準用されると解するべきであろう。

特例法4条2項が明示的に規定しているのが、創作時点で著作者が対象国籍を有している場合で、その創作に伴い著作権を取得した時点から「ウ」までの日数が加算されることになるということは、すでに本稿の〔B〕〔E〕〔H〕に関して確認した。これと異なり、現在検討している〔G〕の場合、著作者の丙が対象国籍（本稿の想定では米英仏いずれかの国籍）を取得するのは、この作品創作の後（丙の図の「エ」）である。しかし、特例法4条2項のカッコ書き部分は、（当該期間において連合国及び連合国民以外の者が当該著作権を有していた期間があるときは、その期間

を除く。)と定めている。たしかに、このカッコ書き部分の第一義的なねらいは、こうした期間が加算日数から減じられることなのであろうが、仮にいったん対象国籍でない者の手に移った著作権も、その後対象国籍の者に移れば、戦時加算適用の対象になることも示していると読める。この趣旨を[G]にあてはめれば、それまで欠けた点があったものの、「エ」の時点で要件をいわばすべて揃えたことになり、この「エ」の時点は、上に引用したカッコ書き部分に示す期間が終了した時点と実質的に同様に評価でき、[G]に4条2項の準用が可能と考えられるのである。

結局[G]の著作権の終期は、通常保護期間に、戦時加算として丙が対象国籍(本件の想定では米英仏いずれかの国籍)を取得した日である「エ」から、「ウ」までの日数を加えた期間が経過した時と考えるべきである。
[F] 本稿で検討対象とする著作物のうち、議論の分かれる可能性の最も



高いのが最後に残った[F]であろう。

まず、開戦前日(「イ」)の時点で丙は対象国籍を有していないため、[F]の著作権は、条約15条(c)(i)前半の規定による「連合国…民の著作物に関して」「イ」の時点で日本国に存在した著作権とも、特例法4条1項による、「イ」の時点で対象国民が有していた著作権とも認められない。それでは、[F]については、戦時加算は一切無関係となるのであろうか。たしかに、特例法は内容が片務的であるとして基本的に厳格な解釈をすべきとの主張もなされている¹³。仮にそうした厳格解釈の態

¹³ 鈴木道夫「音楽出版社への著作権譲渡と戦時加算特例法」、田中豊(編)『判例でみる音楽著作権訴訟の論点60講』(2010年)275頁以下、283頁参照。この判例研究は、直接には註11の事件を素材とするが、より一般的に、戦時加算適用の対象となるために「日本での著作権行使が完全に否定されて」いること

度から、およそ開戦前に創作されたすべての著作物（F もその一つ）について、特例法6条の定める平和条約発効日において権利主体が対象国民等であるという要件だけでなく、開戦前日「イ」の時点でも権利主体が対象国民等であるという要件が課される、という解釈も可能なものかもしれない。この延長上では、開戦前創作の著作物はすべて特例法4条1項による処理、戦中創作の著作物はすべて特例法4条2項による処理、として整理されるのであろう。

しかし、厳格解釈一般の是非はともかく、上記のように特例法4条2項を解釈するには疑問が生じる。なぜなら、この条項には、戦中に「取得した著作権」との表記があるのだが、この「取得」の中には、（本稿の扱う国籍変更の問題からひとまず離れるが）譲渡によって非対象国籍者から対象国籍者に著作権が移る場合が含まれるという理解が、すでに特例法案審議の際、有力な参考人および文部省管理局長によって示されているからである¹⁴。そうであれば、さらに検討を進め、こうした譲渡取得の対象となる著作物の創作時を考え、開戦後の創作である場合のみ

まで求めるようである（前掲書283頁）。類似の立場は註11で引用した別件判決の中にも見られる。本稿の主題からは外れるが、こうした思考を推し進めれば、例えば、占領下に総司令部の著作権行政の結果として一部にかなり強引な著作権料の取立等が行われていたことから（宮田昇『翻訳権の戦後史』（1999年）の第2章、第3章、また国立国会図書館調査立法考査局『国際関係から見た著作権問題』（1951年）第2章など参照）、実際に著作権料の支払いの行われていた図書等については、戦時加算日数を減じる旨、そもそも特例法が規定しておくべきであった、あるいは特例法の解釈によって戦時加算日数の削減をする、という主張につながる可能性もあるのだろうか。この問題に関連する、特例法案審議時の記録（例えば1952年6月9日衆議院文部委員会会議録中の浦口鉄男委員の「連合国並びに連合国人の一部の著作権は、この占領下において、講和発効日までの間において相当その権利が行使されていた」とする発言、およびこれに対する柴田小三郎著作権課長の反論等）は熟読に値する。

¹⁴ 1952年4月15日参議院文部委員会における勝本正見参考人発言（「例えば戦争中にスイス人からアメリカ人が著作権を買ったというような場合…その著作権がやはり戦争期間中延びる」）、および同年6月21日衆議院文部委員会、近藤直人管理局長発言参照。もっとも、上記4月15日の委員会で城戸芳彦参考人は、特例法4条2項の「取得」は原始的取得だけとしなければ解釈できないとしている。なお、両文部委員会では「取得」と「生じる」という両表記の異同をめぐる議論も行われた。なおまた、条文の文言は特例法3条・4条の本文では「取得」の語が使われながら、3条の見出しでは、「生じた」とされている。

戦時加算適用の対象となり、開戦前の創作であれば戦時加算適用の対象とならないと解釈することには実質的な理由がなく説得力がないのではないか。つまり、特例法4条の1項と2項は、著作物の創作時に着目して、1項は開戦前創作の著作物の著作権すべてを、2項は戦中創作の著作物の著作権すべてを対象とすると考えるべきではないのであろう。同条1項は、開戦前日時点ですべての要件をみたし、開戦日から平和条約発効前日までの戦時加算全日を加算日数とできる著作物の著作権を対象とし、2項は、創作時が戦前であれ戦中であれ、いずれであっても、要件すべての充足が戦中となり、すべて充足された日から平和条約発効前日までの日数だけを加算できる著作物の著作権を対象とする、と理解すべきなのであろう。したがって、言葉をかえてまとめれば、開戦前の著作物のうち開戦前日の時点で要件をすべてみたすものは特例法4条1項の適用対象となり、同じく開戦前の著作物であっても、開戦前日には要件に欠けるところがあり、開戦後にはじめて要件をすべてみたすことになったものは特例法4条2項の準用対象となる、とされよう。

以上は、譲渡により権利主体そのものが変化する場合を想定してのものだが、この議論が認められるのであれば、本稿の扱う、同一の権利主体でありつつ、その権利主体の国籍が非対象国から対象国に移る場合も同様に考えられる。

こうした検討の結果、Fの著作権は、平和条約15条(c)(i)前半や特例法4条1項では認められないものの、平和条約15条(c)(i)後半や特例法4条2項の準用によって戦時加算を認められる。つまり、Fは「エ」の時点ですべての要件をみたし、その時点以降Gの場合と差異を認められない。

したがって、Fの著作権の終期は、Gの場合と同様に、通常保護期間に、戦時加算として丙が対象国籍（本件の想定では米英仏いずれかの国籍）を取得した日である「エ」から、「ウ」までの日数を加えた期間

が経過した時となると考えるべきであろう。

まとめ

以上の拙い検討を、国籍変更をした乙と丙の著作物について、戦時加算の適用に関してまとめると次のとおりになる¹⁵。

- (1) 乙（国籍変更が対米英開戦前の者）の作品については、一貫して対象国籍であった甲の作品の場合と同様、つまり開戦前の乙の作品である[C]と[D]は開戦前の甲の作品である[A]と、戦中の乙の作品である[E]は戦中の甲の作品である[B]と同様である。
- (2) 丙（国籍変更が対米英開戦後の者）の作品について、
 - (ア) 対米英開戦前のものを含む国籍変更前の作品（[F]と[G]）では、国籍変更日（「エ」）から平和条約発効前日（「ウ」）までの日数が加算される。
 - (イ) 変更後の作品（[H]）では、著作権取得日から平和条約発効前日「ウ」までの日数が加算される。

¹⁵ 戦時加算を枠づけたのは平和条約であり、この15条(c)の確定過程における関係各国の役割を明らかにすることは相応の重要性を持つ課題となろう。本稿筆者が著作権についてだけでなく外交史についてもまったく研究蓄積を持たないために誤解や見落としをしていることを大いに恐れるが、今日外務省の開示する資料（「平和条約の締結に関する調査」全5冊（2002年）『日本外交文書』シリーズ）を通覧すると、同じ15条でも同条(a)に関する記録は多数掲載されているのに反し、当時の日本国の著作権への関心を示す記録は見出しがたいようである。むしろ15条(c)をめぐる交渉経過の一端としては、すでに知られている。1952年4月25日参議院文部委員会における西村熊雄条約局長の発言の他、さらにこの前日である4月24日の同委員会における岡崎勝男外務大臣の、「[日本が]必ずしも[イタリアと]同様に取扱われないという主張が先方にかなり強く、これはアメリカというよりほかの国であります…」との発言も注目される。なお、平和条約による著作権問題処理の先例としては、上記の岡崎発言も触れているように比較的よく知られた「イタリアとの平和条約(Treaty of Peace with Italy, 1947)だけでなく、「ヴェルサイユ条約」(「同盟及連合国ト独逸国トノ平和条約」大正9〔1920〕年条約1号)の306条以下なども検討されるべきなのであろう。もっとも、いずれにせよ、こうした問題は興味深いものに違いないが、本稿の冒頭に書いた本稿の主題をすでにはるかに超えている。